

新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p><u>(4) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。</u></p> <p><u>(5) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。</u></p> <p>(64) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。</p> <p>(75) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電システムをいう。</p> <p>(86) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅をいう。</p> <p>(97) 既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。</p> <p>(8) グループパワーチョイス 県と協定を締結した支援事業者が、太陽光</p>	<p style="text-align: center;">クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) V2H充放電システム 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。</p> <p>(5) 太陽光発電設備等 太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電システムをいう。</p> <p>(6) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅をいう。</p> <p>(7) 既存住宅 住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。</p> <p>(8) グループパワーチョイス 県と協定を締結した支援事業者が、太陽</p>

改正後	現行
<p>発電設備等の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業をいう。</p> <p><u>(10) リース契約 契約の名称にかかわらず、電気自動車等の貸主が、当該車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約をいう。</u></p> <p><u>(11) リース事業者 リース契約に基づき、電気自動車等を借主に貸し渡すことを業とするものをいう。</u></p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は第10条第3項の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下「補助対象太陽光発電設備等」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1)ア 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業</u></p> <p><u>(2)イ 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業</u></p> <p><u>(3)ウ 太陽光発電システム並びに当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを同時に設置する事業</u></p> <p><u>(4)エ 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業</u></p> <p><u>(5)オ 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業</u></p> <p><u>(6)カ 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを設置する事業</u></p> <p><u>(2) 補助対象者が電気自動車等の販売事業者との販売契約又は電気自動車等のリース事業者とのリース契約により別表第1に掲げる要件を満た</u></p>	<p>光発電設備等の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は第10条第3項の規定による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業</p> <p>(2) 太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業</p> <p>(3) 太陽光発電システム並びに当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを同時に設置する事業</p> <p>(4) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業</p> <p>(5) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業</p> <p>(6) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを設置する事業</p>

改正後	現行
<p><u>す電気自動車等（以下「補助対象電気自動車等」という。）を新たに導入する事業のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>ア 認定事業者との販売契約により補助対象太陽光発電設備等のうちの太陽光発電システムを新たに設置するとともに、当該太陽光発電システムにより発電された電気を使用する電気自動車等を導入する事業</u></p> <p><u>イ 既に設置された太陽光発電システムにより発電された電気を使用する電気自動車等を導入する事業</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 前項の着手とは、次の各号に定めるとおりとする。<u>補助対象設備の設置に係る販売契約の締結をいう。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号の事業 補助対象太陽光発電設備等の設置に係る販売契約の締結</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号アの事業 補助対象太陽光発電設備等のうちの太陽光発電システムの販売契約又は補助対象電気自動車等の初度登録（検査）のいずれか早い方</u></p> <p><u>(3) 第1項第2号イの事業 補助対象電気自動車等の初度登録（検査）</u></p> <p>(太陽光発電補助対象設備等の設置場所)</p> <p>第5条 補助対象事業における太陽光発電設備等並びに前条第1項第3号及び第4号の既に設置された太陽光発電システムの設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、<u>補助対象太陽光発電設備等の太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</u></p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、<u>補助事業における補助対象太陽光発電設備等の設置又は補助対象電気自動車等の導入補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、知事が適当と認めるものとする。ただし、補助対象電気自動車等の導入にかかる補助対象経費については、補助対象電気自</u></p>	<p>現行</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結をいう。</p> <p>(補助対象設備等の設置場所)</p> <p>第5条 補助対象設備並びに前条第1項第3号及び第4号の既に設置された太陽光発電システムの設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、知事が適当と認めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>動車等の車両本体の購入又はリースに係る経費とする。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 補助金の額は、次により算出するものとする。</p> <p><u>(1)子 補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>ア(1) 太陽光発電システムの設置 5万円</u></p> <p><u>イ(2) 蓄電システムの設置 15万円</u></p> <p><u>ウ(3) V2H充放電システムの設置 20万円</u></p> <p><u>エ 電気自動車等の導入 25万円</u></p> <p><u>(2)イ (1)子により算出された補助対象経費の区分ごとの補助金交付額を合算した額を補助金額とする。</u></p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月<u>12</u>24日のいずれか早い日までに、<u>次の各号に掲げる事業ごとに定める書類を交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項第1号の事業(以下「第1号事業」という。) 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)及び別表第2に掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 第4条第1項第2号の事業(以下「第2号事業」という。) 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号の2)及び別表第3に掲げる書類</u></p> <p>2 <u>第2号事業の申請者は、同一年度内に、第2号事業の要件を満たすために第1号事業も実施する場合は、第1号事業を第2号事業と同日又はそれ以前に完了していなければならない。</u></p> <p>(交付申請及び実績報告の特例)</p> <p>第7条の2 <u>前条の規定にかかわらず、第2号事業の完了した日が第1号</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 補助金の額は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 太陽光発電システムの設置 5万円</p> <p>(2) 蓄電システムの設置 15万円</p> <p>(3) V2H充放電システムの設置 20万円</p> <p>イ アにより算出された区分ごとの交付額を合算した額を補助金額とする。</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月24日のいずれか早い日までに、<u>交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>事業の完了した日より前となる場合であっても、第2号事業の申請者が、第2号事業の完了する日より前に第1号事業に着手し、交付申請及び実績報告にかかる特例承認申請書（様式第1号の3）を知事に提出して、知事がこれを承認した場合は、第2号事業は第1号事業の完了した日と同日に完了したものとみなし、第2号事業の申請者は、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月12日のいずれか早い日までに、前条第1項第2号に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、この場合において、第1号事業についてのみ第9条第2項の事業期間の延長の承認を受けた場合はこの限りではない。</u></p> <p>（交付決定及び額の確定）</p> <p>第8条 知事は、<u>第7前条</u>の交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>（事業期間の延長）</p> <p>第9条 申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の<u>2月31日</u>までに補助事業が完了しないおそれがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第2号）に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 申請者は、事業期間延長の承認を受けた場合において、当該承認を受けた日の属する年度の3月末日までに補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、<u>第7条第1項第1号又は第2号の書類を交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の手続により延長後の事業期間内に補助事業が完了しないおそれがあるとき事業期間が2年度にわたることとなった場合</u></p>	<p>（交付決定及び額の確定）</p> <p>第8条 知事は、前条の交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>（事業期間の延長）</p> <p>第9条 申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の3月24日までに補助事業が完了しないおそれがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第2号）に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 申請者は、事業期間延長の承認を受けた場合において、当該承認を受けた日の属する年度の3月末日までに補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の手続により事業期間が2年度にわたることとなった場合において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しないおそ</p>

改正後	現行
<p>において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しないおそれがあるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、延長後の事業期間は2年度目の3月末日を超えないものとする。</p>	<p>れがあるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、延長後の事業期間は2年度目の3月末日を超えないものとする。</p>
<p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>(取得財産の管理)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電設備等及び電気自動車等(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第12条 補助事業者は、補助対象太陽光発電設備等を取得する場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、<u>補助対象電気自動車等</u>を取得する場合は別表第4に定める期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(取得財産の管理)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電設備等(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第13条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月16日から施行する。 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。 この要綱は、令和6年4月12日から施行し、県の令和6年度予算に係る補助金から適用する。 令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>第13条～第14条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月16日から施行する。 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。 この要綱は、令和6年4月12日から施行し、県の令和6年度予算に係る補助金から適用する。 令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p>

改正後	現 行
<p>この要綱は、令和7年4月21日から施行し、県の令和7年度予算に係る補助金から適用する。</p> <p>令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p> <p>この要綱は、令和7年12月22日から施行する。</p> <p>令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p> <p><u>この要綱は、令和8年4月22日から施行し、令和8年度の申請に係る補助金から適用する。</u></p> <p><u>令和7年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>この要綱は、令和7年4月21日から施行し、県の令和7年度予算に係る補助金から適用する。</p> <p>令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p> <p>この要綱は、令和7年12月22日から施行する。</p> <p>令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</p>

改正後

現 行

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	要 件
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (2) 法令、条例等に適合しているもの
イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ V2H充放電システム	(1) 国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの
オ 電気自動車等	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助金を受けて実施する、電気自動車等の導入に要した経費の一部を補助する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象車両のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の区分に該当する車両であること（燃料電池自動車、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車の区分に該当する車両は除く） (2) 第7条の規定に基づく交付申請及び実績報告を行う日の属する年度において、第4条の事業により初度登録（検査）された車両であること (3) 自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項）の使用者が申請者であり、使用の本拠の位置が申請者の住所と同じであること (4) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること (5) 電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に他の電気自動車等がないこと (6) リース契約の場合は、リース契約の期間が、別表第4の処分制限期間よりも長いこと

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	要 件
ア 共通	(1) 未使用品であるもの (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在する区域を担当するグループパワーチョイスの施工事業者から同制度の対象製品を購入するものでないこと (3) 法令、条例等に適合しているもの
イ 太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ 蓄電システム	(1) 蓄電容量が4キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ V2H充放電システム	(1) 国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの

改正後	現 行
<p>別表第2（第7条関係）←</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第4条第1項第1号事業（太陽光発電設備等）用）←</p> <p>(2) 補助対象太陽光発電設備等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）←</p> <p>(3) 補助対象太陽光発電設備等の設置後の状況が確認できる写真←</p> <p>(4) 補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることが分かる保証書等の写し← ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。←</p> <p>(5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）←</p> <p>(6) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの）←</p> <p>(7) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）←</p> <p>(8) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果←</p> <p>(9) チェックリスト（第4条第1項第1号事業（太陽光発電設備等）用）←</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類←</p>	<p>別表第2（第7条関係）←</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書←</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）←</p> <p>(3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真←</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し← ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。←</p> <p>(5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）←</p> <p>(6) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの）←</p> <p>(7) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）←</p> <p>(8) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果←</p> <p>(9) チェックリスト←</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類←</p>

改正後	現行
<p>別表第3（第7条関係）←</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）←</p> <p>(2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し←</p> <p>(3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等）※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む）←</p> <p>(4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等。）←</p> <p>(5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し←</p> <p>(6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）←</p> <p>(7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの）←</p> <p>(8) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）←</p> <p>(9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果←</p> <p>(10) チェックリスト（第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）←</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類←</p> <p>←</p> <p>【第4条第1項第2号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】←</p> <p>(12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）←</p> <p>(13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真←</p> <p>(14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し←</p> <p>※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。←</p> <p>(15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書←</p>	

改正後			現行
別表第4（第12条関係）←			
	区分・種類←		処分制限期間←
自家用車両←	乗用車←	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの←	4年←
	貨物車←	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの←	
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以上のもの←	
軽自動車←	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの←		

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書

(交付要綱第4条第1項第1号事業(太陽光発電設備等)用)

1 補助対象設備の設置に当たり契約した信州の屋根ソーラー認定事業者

認定事業者名

2 設置した設備・設置に係る経費

種別 補助対象 全てに○	①太陽光発電システム	②蓄電システム	③V2H充電システム	
①太陽光 発電シ ステム	メーカー名			
	製品名・型番			
	定格出力	キロワット	パワーコンディショナの定格出力	キロワット
	設置場所 (いずれかに○、屋根以外は設置場所を記入)	1 住宅の屋根上 2 屋根以外の場所 ()		
	※住宅の屋根上に設置できない理由 (屋根上に設置できない場合は理由を記入 なお、自宅敷地以外への設置は不可)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
		県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円	
②蓄電 システ ム	メーカー名			
	蓄電池型番			
	パッケージ型番			
	上記製品は、国のZEH化等支援事業の対象製品である (該当する場合、右欄に「○」)			
	蓄電容量	キロワット時	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円
③V2H 充電シ ステム	メーカー名			
	型式			
	上記製品は、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の 補助対象設備である(該当する場合、右欄に「○」)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
		県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書

1 補助対象設備の設置に当たり契約した信州の屋根ソーラー認定事業者

認定事業者名

2 設置した設備・設置に係る経費

種別 補助対象 全てに○	①太陽光発電システム	②蓄電システム	③V2H充電システム	
①太陽光 発電シ ステム	メーカー名			
	製品名・型番			
	定格出力	キロワット	パワーコンディショナの定格出力	キロワット
	設置場所 (いずれかに○、屋根以外は設置場所を記入)	1 住宅の屋根上 2 屋根以外の場所 ()		
	※住宅の屋根上に設置できない理由 (屋根上に設置できない場合は理由を記入 なお、自宅敷地以外への設置は不可)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
		県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円	
②蓄電 システ ム	メーカー名			
	蓄電池型番			
	パッケージ型番			
	上記製品は、国のZEH化等支援事業の対象製品である (該当する場合、右欄に「○」)			
	蓄電容量	キロワット時	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円
③V2H 充電シ ステム	メーカー名			
	型式			
	上記製品は、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の 補助対象設備である(該当する場合、右欄に「○」)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用(税抜き)	円
		県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書

(交付要綱第4条第1項第2号事業(電気自動車等)用)

1 補助対象設備の設置に当たり契約した信州の屋根ソーラー認定事業者

認定事業者名	
--------	--

※交付要綱第4条第1項第2号アの事業(太陽光発電システムと電気自動車等を同時設置する事業)のみ記載

2 設置した設備・設置に係る経費

種別 補助対象 全てに○	①太陽光発電システム		②電気自動車等	
①太陽光 発電シ ステム	メーカー名			
	製品名・型番			
	定格出力	キロワット	パワーコンディショナの 定格出力	キロワット
	設置場所 (いずれかに○、屋根以外は設置場所を記入)		1 住宅の屋根上 2 屋根以外の場所 ()	
	※住宅の屋根上に設置できない理由 (屋根上に設置できない場合は理由を記入) なお、自宅敷地以外への設置は不可			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する費用 (税抜き)	円
		県以外(国・市町村等)の 補助金額(予定含む)	円	
②電気自 動車等	電気自動車等の区分 (いずれかに○)		1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車	
	メーカー名			
	車名			
	型式			
	上記電気自動車等は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の 対象車両である(該当する場合、右欄に「○」)			
	初度登録 年月日	令和 年 月 日	車両本体の導入に要する 費用(税抜き)	円
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	県以外(国・市町村等)の 補助金額(予定含む)	円
	電気自動車等 用の充電設備	メーカー名		
	型式			

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 補助金交付申請額及び 金 円
補助金請求額
- 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
- 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
【フリガナ】	【 】		
口座名義			

【注意事項】

・補助事業は令和8年4月1日から令和9年2月28日までに完了していることが必要です。(ただし、要綱第9条第2項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。)

(裏面にも必ず記入してください)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 補助金交付申請額及び 金 円
補助金請求額
- 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
- 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
【フリガナ】	【 】		
口座名義			

【注意事項】

・補助事業は令和7年4月1日から令和8年2月27日までに完了していることが必要です。(ただし、要綱第9条第2項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。)

(裏面にも必ず記入してください)

4 実施事業（※該当する事業のチェック欄に○を記入）

チェック欄	補助事業の区分
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号ア（太陽光発電システム+蓄電システム）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号イ（太陽光発電システム+V2H 充電システム）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号ウ（太陽光発電システム+蓄電システム+V2H 充電システム）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号エ（蓄電システム）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号オ（V2H 充電システム）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第1号カ（蓄電システム+V2H 充電システム）

5 申請に関する連絡先

区分 (どちらかに○)	申請者・認定事業者
事業者名称	
(担当者) 氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【申請に関する連絡先について】

- 補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
- 連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり販売契約をする「信州の屋根ソーラー認定事業者」のいずれかとしてください。
- 連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

6 添付書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書(第4条第1項第1号事業(太陽光発電設備等)用)
- (2) 補助対象太陽光発電設備等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類(請求書又は領収書)
- (3) 補助対象太陽光発電設備等の設置後の状況が確認できる写真
- (4) 補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
- (5) 事業の着手日が確認できる書類(契約書等)
- (6) 県税の納税証明書(未納のない証明)(証明日が申請日以前3箇月以内のもの)
- (7) 住民票の写し(発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの)
- (8) 環境省の実施する「うちエコ診断(WEB版に限る)」の診断結果
- (9) チェックリスト(第4条第1項第1号事業(太陽光発電設備等)用)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※申請にあたり、本補助金に係る交付要綱、申請要領、Q&Aを十分理解し、また、申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて申請者が自ら確認した場合、右の欄に○を記入。

2 申請に関する連絡先

区分 (どちらかに○)	申請者・認定事業者
事業者名称	
(担当者) 氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【申請に関する連絡先について】

- 補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
- 連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり販売契約をする「信州の屋根ソーラー認定事業者」のいずれかとしてください。
- 連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

3 添付書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書
- (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類(請求書又は領収書)
- (3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
- (5) 事業の着手日が確認できる書類(契約書等)
- (6) 県税の納税証明書(未納のない証明)(証明日が申請日以前3箇月以内のもの)
- (7) 住民票の写し(発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの)
- (8) 環境省の実施する「うちエコ診断(WEB版に限る)」の診断結果
- (9) チェックリスト
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

申請にあたり、本補助金に係る交付要綱、申請要領、Q&Aを十分理解し、また、申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて申請者が自ら確認した場合、右の欄に○を記入。

様式第1号の2(第7条関係)

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額及び 金 円
補助金請求額

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

【注意事項】

・補助事業は令和8年4月1日から令和9年2月28日までに完了していることが必要です。(ただし、要綱第9条第2項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。)

(裏面にも必ず記入してください)

4 実施事業（※該当する事業のチェック欄に○を記入）

チェック欄	補助事業の区分
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第2号ア（太陽光発電システム+電気自動車等）
<input type="checkbox"/>	第4条第1項第2号イ（電気自動車等）

5 申請に関する連絡先

区分 （どちらかに○）	申請者・事業者
事業者名称	
（担当者）氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【申請に関する連絡先について】

- 補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
- 連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等を締結する事業者のいずれかとしてください。
- 連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

6 添付書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）
 - (2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し
 - (3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等）※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む）
 - (4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等。ただし、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電設備の設置が完了していない場合は、太陽光発電システム及び電気自動車等用の充電器の販売契約書及び設置予定箇所の写真等をもって代えることができるものとする。）
 - (5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し
 - (6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）
 - (7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの）
 - (8) 住民票の写し（発行日が申請日以前3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
 - (9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
 - (10) チェックリスト（第4条第1項第2号事業（電気自動車等）用）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 【第4条第1項第2号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】
- (12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類請求書又は領収書等
 - (13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真
 - (14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期前を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
 - (15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書

※申請にあたり、本補助金に係る交付要綱、申請要領、Q&Aを十分理解し、
また、申請する補助金等の交付要件を満たしていることについて申請者が
自ら確認した場合、右の欄に○を記入。

様式第1号の3 (第7条の2関係)

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請及び実績報告にかかる特例承認申請書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第7条第2項の規定により、交付申請及び実績報告にかかる特例を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の実施予定

補助事業の区分	補助事業着手日	補助事業完了予定日
交付要綱第4条第1項第1号の事業	令和 年 月 日	令和 年 月 日
交付要綱第4条第1項第2号の事業	令和 年 月 日	令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 交付要綱第4条第1項第1号の事業の実施にかかる契約書等
- (2) 交付要綱第4条第1項第2号の事業の実施にかかる契約書等

※契約日及び契約の完了日が明記されているものであること

3 申請に関する連絡先

区 分 (どちらかに○)	申請者・事業者
事業者名称	
(担当者) 氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【申請に関する連絡先について】
 ○補助金申請に関して県から連絡をすることがありますので、必ず記入してください。
 ○連絡先は、「申請者本人」か、本補助事業の実施に当たり申請者と販売契約等をする事業者のいずれかとしてください。
 ○連絡先のメールアドレスは常に確認できるアドレスとしてください。

※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住所	
氏名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助事業の区分 （該当するものに○）	交付要綱第4条第（1・2）項（ア・イ・ウ・エ・オ・カ）
交付申請予定額	円
事業着手日	年 月 日
延長後の事業完了日	年 月 日
事業期間を延長する理由	

【申請に関する連絡先】 ※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区分 （どちらかに○）	申請者・事業者	区分が事業者の場合のみ記載
事業者名称		
担当者氏名		
メールアドレス		
電話番号		

【添付書類】

・事業の着手日が確認できる書類（契約書等）

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住所	
氏名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

+			
交付申請予定額		円	
事業期間	当初	年 月 日 から	年 月 日 まで
	変更後	年 月 日 から	年 月 日 まで
事業期間を延長する理由			

【申請に関する連絡先】 ※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区分 （どちらかに○）	申請者・認定事業者	【添付書類】 ・事業の着手日が確認できる書類（契約書等）
事業者名称		
担当者氏名		
メールアドレス		
電話番号		

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
 交付申請兼実績報告 チェックリスト
 (交付要綱第4条第1項第1号事業(太陽光発電設備等)用)

申請者: _____

認定事業者: _____

	書類	確認内容	申請者 チェック欄
	宣誓	補助対象となる設備は、入れ替え(更新)、増設ではなく、新規設置である	
1	交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業完了年月日は、保証書等に記載の引き渡し日、保証開始日と一致しているか 表面の記載漏れはないか 申請日は、補助事業完了年月日から30日以内か 振込先口座は申請者本人名義か 	
2	交付申請書兼実績報告書別紙仕様書(交付要綱第4条第1項第1号事業(太陽光発電設備等)用)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネル、蓄電池、V2Hの補助事業完了年月日は、保証書等に記載の引き渡し日、保証開始日と一致しているか 記載漏れはないか 【太陽光発電システムを設置する場合】 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネル又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が10キロワット未満のものであるか 【蓄電システムを設置する場合】 <ul style="list-style-type: none"> 蓄電容量が4キロワット時以上であるものであるか 製品名・型番は国が行う戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象製品として登録のあるものであるか 【V2H充放電システムを設置する場合】 <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象設備として登録のあるものであるか 	
3	補助対象太陽光発電設備等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> 請求書又は領収書等の写しは添付されているか 太陽光、蓄電池、V2Hのそれぞれの設備単体における詳細な金額内訳はあるか(見積の内訳は不可) 	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
 交付申請兼実績報告 チェックリスト

申請者: _____

認定事業者: _____

	書類	確認内容	チェック
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか 以下の日付が全て一致しているか <ul style="list-style-type: none"> ア「交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)」の補助事業完了年月日 イ「別紙仕様書」の補助事業完了年月日 ウ「保証書等」に記載の引き渡し日、保証開始日 	
2	交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 記載漏れがないか 右上の申請日は、設置完了日から30日以内か 振込先口座は申請者本人名義か 	
3	交付申請書兼実績報告書別紙仕様書	記載漏れがないか	
4	補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類(請求書又は領収書等)	以下の内容が分かる書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 請求書又は領収書の内訳(見積の内訳は不可) 太陽光、蓄電池、V2Hそれぞれに係る金額の内訳 	
5	補助対象設備の設置後の状況が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 【太陽光+蓄電池+V2H、太陽光+蓄電池、太陽光+V2H】 <ul style="list-style-type: none"> 屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真(屋根上の全面を撮影してください) 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真 【蓄電池+V2H、蓄電池のみ、V2Hのみ】 <ul style="list-style-type: none"> 屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できる写真 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真 	

4	補助対象太陽光発電設備等の設置後の状況が確認できる書類	<p>【太陽光+蓄電池+V2H、太陽光+蓄電池、太陽光+V2H】の設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真はあるか(屋根上の全面を撮影してください) ・蓄電池またはV2Hを設置した後の写真はあるか ・蓄電池またはV2Hの型番が確認できる写真はあるか <p>【蓄電池+V2H、蓄電池のみ、V2Hのみ】の設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できる写真はあるか ・蓄電池又はV2Hを設置した後の写真はあるか ・蓄電池又はV2Hの型番が確認できる写真はあるか 	
5	補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることがわかる保証書等の写し	<p>【メーカー保証書等が発行されている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書の写しが添付されているか <p>【メーカー保証書等の発行が申請に間に合わない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の書類が添付されているか ・未使用品納品証明書 ・メーカーへの保証の申込内容がわかる書類の写し(保証申込書等) 	
6	事業の着手日が確認できる書類(契約書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか ・事業の着手日(契約日)が記載されているか ・契約者と申請者は同一か(氏名・住所の一致等により確認) <p>※事業の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結等のことです。 「契約の締結等」には購入の正式な申込なども含まれます。</p>	
7	県税の納税証明書(未納のない証明)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日以前3ヶ月以内に発行されているか ・県税事務所で発行されたものか ※県税の納税証明書は県税事務所で発行します。 <u>市町村役場では発行できません。</u> ※原本である必要はありません 	
8	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日が申請日以前3ヶ月以内に発行したものか ・マイナンバーが記載されていないものか ※原本である必要はありません 	
9	環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る。)の診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB版であるか(対面式ではないか) ・「取組みたい対策」の選択まで完了しているか <p>【うちエコ診断URL】: https://webapp.uchieco-shindan.jp/</p>	
10	チェックリスト(太陽光発電設備等用)	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック欄をすべて記入しているか ・太陽光発電設備等用のチェックリストを使用しているか 	
11	その他紙による申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地を所轄する地域振興局へ、申請書類を2部提出しているか 	
その他確認事項			申請者 チェック欄
12	長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないか		

6	補助対象設備が未使用品であることがわかる保証書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、以下の書類を提出してください。 ・販売契約を締結した認定事業者が作成した、補助対象設備が未使用品であることを証明する書面 ・保証の申込内容がわかる書類の写し(保証申込書等) 	
7	事業の着手日が確認できる書類(契約書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の着手日が記載されているか ※事業の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結等のことです。「契約の締結等」には、購入の正式な申込なども含まれます。 	
8	県税の納税証明書(未納のない証明)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本である必要はありません ・申請日以前3ヶ月以内に発行されているか ・県税事務所で発行されたものか ※県税の納税証明書は県税事務所で発行します。 <u>市町村役場では発行できません。</u> 	
9	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・原本である必要はありません ・申請日以前3ヶ月以内に発行したものか ・マイナンバーが記載されていないもの 	
10	環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る。)の診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB版であるか(対面式ではないか) ・「取組みたい対策」の選択まで完了しているか 	
11	チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック欄をすべて記入しているか 	
12	その他	紙による申請の場合は、申請書類を2部提出しているか	

**クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
 交付申請兼実績報告 チェックリスト**
 (交付要綱第4条第1項第2号事業(電気自動車等)用)

申請者: _____

事業者: _____

書類	確認内容	申請者 チェック欄
宣誓	電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に他の電気自動車等がない	
1 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書(様式第1号の2)	・補助事業完了年月日は、引渡日又は保証書等に記載の保証開始日と一致しているか ・裏面の記載漏れはないか	
	・申請日は、補助事業完了年月日から30日以内か	
	・振込先口座は申請者本人名義か	
2 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書(交付要綱第4条第1項第2号事業(電気自動車等)用)	・裏面の記載漏れはないか	
	【太陽光発電システムを設置する場合】 ・太陽光パネル又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値が10キロワット未満のものであるか ・補助事業完了年月日は、保証書等に記載の引渡日又は保証開始日と一致しているか 【電気自動車等を導入する場合】 ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両として登録されている車両か ・型式は自動車検査証と一致しているか ・初度登録(検査)年月日は、自動車検査証と一致しているか ・補助事業完了年月日は、引渡日と一致しているか ・車両本体の導入に要する経費は、請求書又は領収書から確認できるか	
3 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し	・契約者は申請者と同一か(氏名・住所の一致等により確認) ・リース契約の場合は、リース期間が処分制限期間(4年)よりも長いか	
4 補助対象電気自動車等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類(請求書又は領収書等)	・請求書又は領収書に電気自動車等に係る金額の内訳が記載されているか(見積の内訳は不可)	

5	補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等用の充電器(普通充電器、V2H)が設置されていることがわかるか(充電器の設置場所及び型番がわかるか) <p>【太陽光発電設備及び充電設備が設置済みの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住宅の屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できるか ・申請者の住宅に電気自動車等用の充電設備が設置されており、それにより本補助金を活用して導入した電気自動車等に充電ができることを確認できるか(充電地点に駐車している電気自動車等の写真) ・電気自動車等の車両番号(ナンバープレート)が確認できるか <p>【太陽光発電設備及び充電設備が未設置の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住宅において、太陽光パネルと電気自動車等用の充電設備を年度内に設置する契約が締結されており、設置予定箇所が確認できるか ・設置予定の電気自動車等用の充電設備により、電気自動車等に充電ができることを確認できるか(充電地点に駐車している電気自動車等の写真) ・電気自動車等の車両番号(ナンバープレート)が確認できるか 	
6	補助対象電気自動車等の自動車検査証(※電子車検査証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・初度登録(検査)年月日は、交付申請と同一年度内か ・使用者は申請者と同一か ・使用の本拠の位置は申請者の住所と同一か ・燃料の種類に電気の記載はあるか(「電気」「ガソリン・電気」等) ・<u>家用・事業用の別の欄は家用か</u> 	
7	補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し(納品書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡日(納車日)が確認できる納品書等が添付されているか。 	
8	県税の納税証明書(未納のない証明)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日以前3ヶ月以内に発行されているか ・県税事務所で発行されたものか ※県税の納税証明書は県税事務所で発行します。 <u>市町村役場では発行できません。</u> ※原本である必要はありません 	
9	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・原本である必要はありません ・申請日以前3ヶ月以内に発行したものか ・マイナンバーが記載されていないもの 	
10	環境省の実施する「うちエコ診断」(WEB版に限る。)の診断結果	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB版であるか(対面式ではないか) ・「取組みたい対策」の選択まで完了しているか <p>【うちエコ診断URL】: https://webapp.uchieco-shinden.jp/</p>	
11	チェックリスト(電気自動車等用)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なチェック欄をすべて記入しているか ・電気自動車等用のチェックリストを使用しているか 	
12	その他	紙による申請の場合は、申請書類を2部提出しているか	

以下、第4条第1項第2号アの事業の場合のみ		申請者 チェック欄
13	太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類	・詳細な金額の内訳が記載された請求書又は領収書等の写しは添付されているか
14	太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる書類	・屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真はあるか (屋根上の全面を撮影してください)
15	太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し	<p>【メーカー保証書等が発行されている場合】</p> <p>・保証書の写しが添付されているか</p> <p>【メーカー保証書等の発行が申請に間に合わない場合】</p> <p>次の書類が添付されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未使用品納品証明書 ・メーカーへの保証の申込内容がわかる書類の写し(保証申込書等)
16	太陽光発電システムにかかる販売契約書	・対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか
		<p>・事業の着手日(契約日)が記載されているか</p> <p>・契約者と申請者は同一か(氏名・住所の一致等により確認)</p> <p>※事業の着手とは、補助対象設備の設置に係る販売契約の締結等のことです。 「契約の締結等」には購入の正式な申込なども含まれます。</p>
その他確認事項		申請者 チェック欄
17	長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないか	
18	今回導入した電気自動車等は、電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に補助対象電気自動車等以外に電気自動車等はないか	